

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
120010	国土交通省	地籍調査における山林の土地境界確認方法の簡素化		地籍調査において境界確認を行う際は、原則として、所有者全員の立会を求めている。 ただし、所有者の委任状をもち、代表者のみによる立会が可能であること、指定地域が山林である等、立会が得られないことに関する理由がある場合は、市町村等が作成した境界線資料を用いて境界確認を行うことも認められている。	地籍調査における境界確認の方法について、 ①現地ではなく、机上での境界確認を原則とする ②地権者全員ではなく、代表者のみによる境界確認を可能とする ③現地調査を行わない航空写真や図面解析による境界確認資料作成を可能とする	提案内容 大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村継れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により山の土砂崩れや災害が発生を多発している。 これを受け、市としても、市内各地で地籍調査を進めているが、予算的・制度的制約、未相続等もあり、なかなか境界の確定が進まない状況である。 ①地籍調査の効率化(コスト削減、納付期間)を短縮するため、航空写真(オルソ画像)や地形図、森林基本図等を用いて、立体三次元での写真図や境界線資料を作成し、これを利用して境界確認を行うことを原則としない。(なお、現地における境界確認を希望する地権者については、これを妨げるものではない) ②また、権利が複雑な場合は、権利整理に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行うことを可能としない。なお、代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議申し出る機会を設けておくことにより、問題は生じないと考え。	C	IV	各府省庁からの検討要請に対する回答 求める措置の具体的内容①について 立会が得られないことについて相当の理由があり、かつ、境界を確認するに足る客観的な資料が存在する場合は、所有者等に境界線を交付することにより境界確認を求めることができるものとされています。 また、①調査地域における土地所有者に高齢者が多いため、立会が困難である場合、②調査地域の地形が急峻であり、危険を伴うため、立会が困難である場合又は調査地域が山林であるなど、現地に到着するまでに長時間を要するため、立会が困難である場合には、「立会が得られないことについて相当の理由がある場合」に該当し、①の調査地域の全筆について、境界線を用いて境界の確認を行うことを標準とするということとされています。 このように、山林地域において、地籍調査の実施主体である市町村等が地域の実情に応じて判断することにより、境界線を用いた(机上での)境界確認手法を標準とすることは可能です。 (地籍調査作業規程第30条第2項、山林及び原野における境界線を用いた境界の確認方法について第1)	石の提案主体からの意見 (求める措置①について) 後に起こりうる境界紛争を回避するため、全所有者の意思確認が必要とされている場合、例えば、度々訴訟に発展する土地取引に関する制度をみると、買受者の消滅など、公債後一定期間内に権利者(通知できない者)から申し出がなければ、関係者の同意、権利の消滅を促す制度がある。 よって、共有地の境界線確定案件について、土地取引の制度同様、公告、一定期間(必要に応じて期間を設定)の経過後、代表者以外(通知できない者)の権利保護を図ることにより、代表者のみの境界線確定を可能とできない。	D	共有地について、一部の共有者の所在が明らかでない場合でも、境界を明らかにする客観的な資料が存在し、かつ、当該共有者以外の共有者全員から当該資料と照合のない境界の確認を得ることができるとする場合には、①可能な限り全所有者等の所在の調査等を行い(※1)、現地立会の機会に努めていること、②このような場合であれば、将来的に地籍調査の成果に関する境界紛争が発生する蓋然性は低いと考えられることから、所在不明の共有者以外の共有者全員で境界確認を行うことは可能だと考えます(※2)。 (※1)「土地所有者等の所在が明らかでない場合における境界の調査要領(平成23年3月2日付国土交通省第572号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)第1「土地所有者等の所在が明らかでないことの確認方法について」参照 (※2)「地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る書類の作成に関する取組事項(平成23年3月2日付国土交通省第572号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)」4(3)参照	1 0 0 1 0	大野市	福井県	国土交通省			
120020	国土交通省	離島・島嶼部における一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業規定)の業務範囲に係る規制の緩和	道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条、第96条	一般乗用旅客自動車運送事業については、道路運送法第4条に基づき許可されているところですが、当該許可のうち福祉輸送事業については、道路運送法第96条に基づき、事業の範囲を許可要件等の指定に限定するとともに、その輸送について(平成18年9月25日国土交通省令第10号)	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業規定)では認められている軽自動車(福祉車両)を使用し、福祉輸送限定タクシーの旅客範囲を拡大する措置。	【実施内容】 島の運送条件、その他採算性を考慮した上で、島民の要望に応えられる一般のタクシー事業を行うことで、島民全体の利益または幸福を実現する。一人一車制個人タクシー形態ではなく、2種免許取得者らが福祉輸送事業限定取得時の許可車両である1台の軽自動車(福祉車両)をそれぞれ、一般乗用旅客自動車運送事業を行う。島嶼部や過疎地については、地域の事情を踏まえ、(更なる)弾力的な運用が行われることを望む。 【提案理由】 平成16年に小さな島4島が合併し、誕生した上島町。当事業所は、周約10km、世帯数約40世帯、人口124人の小さな島である。行政機関は整備、生活圏は広島県と大不相同である。島内一般の人々が利用できる公共交通機関は、自費のバスのみで数分かつ、フリーと接続は不自由である。島民の高齢化が進む一方で、障害者も抱えているが通院に必要な状態とつながりが成立する傾向にある。 現在、住民の車から福祉車両でない一般乗用旅客自動車事業の乗入はなく、現状のままで乗入は今後も困難である。島内は、非常に細く入り組んだ道が多く、移動には軽自動車が必要であり、課金からも島嶼部における福祉輸送限定タクシーの旅客範囲の拡大を望む。一般の利用者の需要に応えられ、島民が安心して暮らすことができることと考えた。広島県尾道市因島への通院をよりよくするために、フリーを利用し通院するため、フリー代も島民の生活を圧迫している。これは、当島にとっては事業費、利用者にとり求めるものである。	C		各府省庁からの検討要請に対する回答 求める措置の具体的内容①について 事業者が現地調査を行わないことは可能ですが、地籍調査を実施する者(市町村から地籍調査の実施を委託された法人等)については、境界線を作成するため、航の取付や現地の確認などの作業が発生します。航空写真等を活用することにより、境界線を効率的に作成することは可能だと考えられますが、上述のように、地籍調査には高い精度と信頼性が求められることから、現地調査を行わずに地籍調査を実施することは極めて困難です。 (山林及び原野における境界線を用いた境界の確認方法について第2-3)	石の提案主体からの意見 地域の日常生活機能向上のための安全な交通手段確保を目的に、軽自動車による一般タクシーの運行について前向きに回答されたい。		軽自動車(福祉車両)の活用については、車両を長時間・高頻度の用に供するタクシー事業の特性や軽自動車の居住性にかかわらず、これを認めること、運転者の労働条件及び労働環境に悪影響を与えるおそれがあることから、原則として認めておりません。 地方、過疎地や福祉輸送や福祉限定タクシーについては、その運送形態が、①(事業所における運送引受け)により行われるものであること、②運送を行う区域が比較的狭いエリアに限られていること、など、一般タクシーと比較して走行時間が短いこと等を考慮し、例外的に軽自動車の使用を認めているものです。 このため、福祉限定の輸送(一部一般のタクシーとして)場合には、離島・島嶼部の事業者であったとしても、「島内への運送(以外に、旅客の要求に応じて島外の各地への長距離にわたる運送が生じる可能性があるため、輸送の安全確保の観点から、軽自動車の使用を認めることは適切ではありません。また、輸送の適切に関する基準であるため、事業者の資料・情報の開示に必要と認められることはありません。 なお、本件については、各運送主体間での役割分担の再整理が必要と考えられるので、運輸支局(場合によっては運輸局)において、可否判断と協議し、助言などを行う方向で調整したいと考えております。	1 0 4 0 1 0	安心らくらく外出	NPO法人サンスマ	愛媛県	国土交通省		
120030	国土交通省	再開発事業等で建設される集合住宅については、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、認可保育所の床面積を算入しないこと。	建築基準法施行令第2条第1項第4号	容積率の算定の基礎となる延べ面積は、自動車庫等の床面積は算入しないこと。	建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定される床面積不算入の対象に「認可保育所」を追加	【提案理由】 女性が社会で活躍する上で、子育てによる負担が大きくなる傾向としており、大規模な集合住宅に対して、子育てや介護関連施設の増設を求めるニーズが高まっている。しかし、子育てや介護施設に設置するスペースは限られる。建築の間の容積率の制限により、事業者が保育や介護施設の設置に踏み切れないケースが少なくない。 そこで、保育や介護に関連する施設の床面積は集合住宅の容積率に不算入とすることで、事業者が主体的に保育や介護施設を設ける動機づけられる。当該集合住宅内への施設開設を促進する。それにより、女性の仕事と家庭を両立させやすい環境を作り、女性の就業支援に寄与する。 また、居住者の交流の場の整備は、同じ集合住宅に住みながら、とかく隣近所にならぬ高齢者のみの世帯とファミリー世帯などが互いに助け合い、コミュニティを育む環境を醸成する。	D		各府省庁からの検討要請に対する回答 建築基準法施行令第2条第1項第4号では延べ面積の算定方法を規定しており、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車庫等の床面積は算入しないこととしていますが、これは容積率規制の趣旨に照らして道路等の公共施設への負荷が増大しないものを対象としており、ご提案の施設を対象とすることは困難です。 なお、ご提案の容積率緩和は、総合設計制度を活用し、特定行政庁(東京都又は荒川区)が許可することにより実現可能です。また、再開発促進区を定める地区計画等の都市計画制度の活用によっても、容積率等を緩和することが可能です。さらに、今通常法に提出中の「都市再生特別措置法の一部を改正する法律案」では、誘導すべき用途について容積率を緩和できる制度を盛り込んでいるところです。	D		女性活用・子育て介護支援特区	荒川区	東京都	国土交通省				
120040	国土交通省	駅又は駅近隣の建築物であって保育所を設けるものについては、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、認可保育所の床面積を算入しないこと。	建築基準法施行令第2条第1項第4号	容積率の算定の基礎となる延べ面積は、自動車庫等の床面積は算入しないこと。	建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定される床面積不算入の対象に「認可保育所」を追加	【提案理由】 女性が社会で活躍する上で、子育てによる負担が大きくなる傾向としており、駅ビル内子育て関連施設の設けようとするニーズが高まっている。しかし、子育てや介護施設に設置するスペースは限られる。建築の間の容積率の制限により、事業者が保育施設の設置に踏み切れないケースが少なくない。 そこで、駅ビルに設置する施設の床面積は駅ビル容積率に不算入とすることで、駅ビル内への当該施設開設を促進する。また、当該施設開設によって、子育て施設が駅住地と身近になり、仕事と家庭を両立させやすい環境づくりにつながり、女性の就業支援に寄与する。	D		建築基準法施行令第2条第1項第4号では延べ面積の算定方法を規定しており、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車庫等の床面積は算入しないこととしていますが、これは容積率規制の趣旨に照らして道路等の公共施設への負荷が増大しないものを対象としており、ご提案の施設を対象とすることは困難です。 なお、ご提案の容積率緩和は、総合設計制度を活用し、特定行政庁(東京都又は荒川区)が許可することにより実現可能です。また、再開発促進区を定める地区計画等の都市計画制度の活用によっても、容積率等を緩和することが可能です。さらに、今通常法に提出中の「都市再生特別措置法の一部を改正する法律案」では、誘導すべき用途について容積率を緩和できる制度を盛り込んでいるところです。	D		女性活用・子育て介護支援特区	荒川区	東京都	国土交通省				

12 国土交通省(構造特区第25次 再検討要請回答).xls

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁							
120100	国土交通省	国営かんがい排水事業の実施要件の緩和	土地改良法施行令第49条第1項第1号	国営かんがい排水事業により、農業用排水施設の施設、変更等を行う場合、事業の実施要件として、受益面積がおおむね3,000ha以上であり、受益配管網がおおむね500ha以上と規定されている。	農業用排水路の整備事業について、一級河川を介した個別の排水路網を連続した受益とみなし、さらに実施受益面積要件を廃止することにより、地域の排水路網を一体で整備できるような制度の変更を提案する。	農業用排水路の整備事業について、一級河川を介した個別の排水路網を連続した受益とみなし、さらに実施受益面積要件を廃止することにより、地域の排水路網を一体で整備できるような制度の変更を提案する。 【提案理由】埼玉県北部の羽生市、加須市、久喜市にまたがる「埼玉平野」地域の排水は、農業排水路を通じて一級河川に流れている。「埼玉平野」は水田地域として発達してきた地域である。地域の特徴として平坦地で、水路配管が長く、緩やかな排水が多量に発生している。都市化の進展もあり降雨のたびに市街地や農地が洪水被害に苦しめられている。地域では農業関係の農業者の排水路の改修を事業期間の短い国営事業で行うことが、現行制度では国営事業の採択が難しい。一方で、河川改修整備は市街地を優先的に整備せざるを得ず、農村地域であるこの地域の河川改修整備はなかなか進まない状況となっている。このため、本特例措置により農業排水路と河川の改修を一体的に整備することにより、地域の洪水被害を軽減し、国土強靱化の加速化を図るものである。	C	-	農業用排水施設の施設、変更等を行う土地改良事業は、国と地方の役割分担の下、事業の目的、規模、範囲等に応じて、国、都道府県、市町村等が事業実施主体として実施することとしている。 国営かんがい排水事業の対象地域のとおりは、一級河川を介するか否かにかかわらず、地域の排水路網や施設の管理維持等の観点から総合的に判断していますが、いづれにしても、国は受益面積がおおむね3,000ha以上で実施受益面積がおおむね500ha以上の広域的で大規模な投資が必要な基幹的施設の整備等を国営かんがい排水事業として実施することとしています。 このように土地改良事業は、国と地方の役割分担によって事業を実施する性格を有していることから、国営かんがい排水事業における実施受益面積要件を廃止することは困難です。	一級河川と農業用排水路が混在している地域で、国営事業(農林水産省所管)による排水路の一体的な整備を検討している。 そこで、一級河川の流下能力を向上させるために、河川管理者以外の者(農水事業者)が河川区域内(部分的ではなく河川全線)において、工務物の新築等の許可については、河川法第26条に基づき河川管理者の許可を受けなければならないこととされており、同法第95条では、国が行う事業についての第26条の規定の適用については、国と河川管理者との協力が成立することをもって、許可があつたものとみなすこととされており、また、上記について可能な場合、許可するは国となるのかと問われるのか。	お尋ねの「一級河川の流下能力を向上させるために、河川管理者以外の者(農水事業者)が河川区域内(部分的ではなく河川全線)において、工務物を新築し、改築し、または除去することの内容が明らかではありませんが、工務物の新築等の許可については、河川法第26条に基づき河川管理者の許可を受けなければならないこととされており、同法第95条では、国が行う事業についての第26条の規定の適用については、国と河川管理者との協力が成立することをもって、許可があつたものとみなすこととされており、また、上記について可能な場合、許可するは国となるのかと問われるのか。また、上記について可能な場合、許可するは国となるのかと問われるのか。															
120110	国土交通省	一定の要件を満たした戸建型グループホームとしての用途基準の適用	建築基準法第6条第1項第1号、法第87条第1項	原則として、既存建築物の用途を変更して建築基準法第6条第1項第1号、法第87条第1項の用途基準の適用	空き家の活用及びグループホーム(「障害者グループホーム」及び「認知症グループホーム」※別紙1)の整備促進のため、一戸建ての住宅を戸建型グループホームに用途変更する場合、種別や火災対策などの一定の要件を満たす戸建型グループホームについては、建築基準法において当該建築物の用途を「一戸建ての住宅」として法を適用すること。	【提案理由】 ・ 空き家の増加 ・ 空き家の活用が全国的に大きな課題(※別紙2)となっており、本県においても重要課題として扱え、県と市町等で構成する協議会で検討会を立ち上げ、26年2月に「空き家対策ガイドライン」をとりまとめるとともに重点的に取り組んでいる。 ・ そのほか、空き家対策ガイドラインにおいて、空き家活用促進のため、戸建て住宅から障害者への用途変更が検討される事例(相模)が増加している。その場合、建築基準法上の「寄居舎」の用途の現行に適合させるための窓下や階段等の改造が困難なことから、多額の費用が必要となることから、用途変更が困難な事例(相模)が増加している。このため、規模や火災対策などの一定の要件を満たし、「寄居舎」と同等の避難性能を確保できると考えられる戸建型グループホームについては、建築基準法上の「一戸建ての住宅」の用途の基準(※別紙3)を適用することにより、空き家を活用したグループホームの設置促進を図りたい。	C	-	高齢者、障害者が利用するグループホームでは、これまで多数の死者を出す火災が繰り返し発生しており、安全性の確保が極めて重要である。このため、グループホームについては、火災時、避難上の危険性が高いことから、その利用形態を踏まえ、建築基準法上は「寄居舎」として取り扱い、戸建型住宅に比べ防火・避難規定等に厳しき規制を全国一律に課しており、グループホームを「寄居舎」ではなく、より規制の緩い戸建型住宅として取り扱ってはならないと見受けられます。一方で、空き家を戸建型グループホームに活用するケースが増加していることは認識しており、国土交通省では、戸建型グループホーム等の建築基準法上「寄居舎」として扱われる建築物で避難上の安全性が確保されたものについて、防火・避難規定等の合理化に向け検討しております。	回答中「防火・避難規定等の合理化に向け検討」とは現在パブコメ(155140712)を実施されている内容と理解いたします。これによれば「防火上主要な間仕切り壁に係る規制の合理化」により、令第114条は緩和されるものと考えられますが、令第119条(廊下幅)及び令第121条(2以上の直通階段)は合理化されないように見受けられます。グループホームではこれまで火災が繰り返し発生していることですが、特定多数が利用する戸建型グループホームは、使用形態が専用住宅と同等であり、防火避難に一定の要件を付加することにより、十分な安全性が確保されることが当初の提案で支障がないものと考えます。	建築基準法上の建築物の用途について、種々の特定の利用者がそれぞれの居室で就寝し、食事・便所・台所・浴室・玄関等が一所又は数か所に集中して設けられ、共同で利用する戸建型グループホームは、主として同一の家族が単独で利用する戸建住宅と同等の利用形態とは異なることから、小規模のものであってもグループホームを「寄居舎」ではなく、より規制の緩い戸建型住宅として取り扱うことは安全性を確保する上で適切ではありません。 なお、建築基準法施行令(以下「令」という。)第114条については、ご指摘のとおり、防火上主要な間仕切り壁に係る規制の合理化に向け、両度及び関係令についてパブコメコメントを実施しているところです。また、令第23条に定める階段の寸法等の規定に関しては、戸建型グループホーム等の建築基準法上「寄居舎」として取り扱われる建築物に十分な安全性の確保が図れるものとして、関係令の合理化を検討してまいります。一方、令第119条に定める廊下の幅及び令第121条に定める直接地上へ通ずる出入口のある階又は地上に通ずる二以上の直通階段に関する規定については、一定規模以上の「寄居舎」として取り扱われる建築物に対する安全性の確保が図れる必要があるため、建築物の規模によっては当該規定に適合することが求められます。															
120120	国土交通省	検査・登録をしないトーンイングラクターの公道走行	道路運送車両法第4条、第58条	道路運送車両法第4条、第58条	道路管理者が誘導員を配置し他の自動車や人を排除するなどの方法により、公道の交通の用に供しない状態を維持した場合は、公道を走行するために必要な検査・登録をしないトーンイングラクター等の公道走行を可能とする。	検査機等の航空機の生産・整備拠点を形成するため、県営名古屋空港周辺に用地を確保し、航空機生産・整備拠点を誘致することとしている。 当該用地は公道を狭くしており、トーンイングラクター等が工場間を移動するには公道を走行しなければならないため、道路運送車両法の規定に基づく検査・登録が必要となる。 しかし、多くのトーンイングラクターは保安基準への適合が困難な状況にある。 そこで、交通量の少ない夜間等の時間帯において、道路管理者が一般交通の危険を防止するために一時的に区域を閉鎖して通行を認めない状態を確保した場合は、道路運送車両法上の規定によりトーンイングラクター等の公道走行を可能とする。	C	-	通行禁止等の措置が講じられた場合には、当該措置が講じられた場所においてのみ使用される自動車であれば、道路運送車両法上、登録・検査を受けることを求めている。 ただし、通行禁止等の措置を講じるためには、関係機関との調整をされた。	右の提案主体からの意見を踏まえ、道路法の規定に基づく通行禁止等の措置の可否について回答された。	通行禁止等の措置を講じるためには、関係機関と調整されたとの回答をいただいたが、検査・登録をしないトーンイングラクター等の公道走行のために一般の交通に供しない状態を措置する手段として、道路法第46条第1項第1号の規定に基づく道路管理者が通行禁止等の措置をとることが可能と見受けられる。															
120130	国土交通省	海外における建築基準を満たしており、かつ、当該国において文化財に指定されている建築物を日本で再現する場合の建築基準法への適用除外	建築基準法第1条、第3条第1項	建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進を図ることを目的としている。 国家や重要文化財等は、我が国における貴重な文化的遺産であり、法的に現状を維持し及び保存のための措置が義務付けられることから、建築基準法を適用除外としている。 有形登録文化財その他の歴史的建築物については、地方公共団体が文化的財を保護するため、条例で現状を維持し及び保存するための措置を講じた場合、建築基準法の適用除外となることとしている。	海外における建築基準を満たしている場合かつ、当該国において文化財に指定されている場合には、当該国の建築基準での建築を認めていただく。 【背景】 昨今グローバル化が進み、在留外国人の数は200万人を超え、日本の総人口比で1.8%程度と一定の割合を占めている。またそのうちで中国としても地域における多文化共生を推進するものであるが、渡米前においては在留外国人200万程度、人口比で0.4%程度という水準である。止まらぬ人口増加に対する策としても外国人の定住促進、多文化共生という点は積極的に取り組んでいくべき対応策であると言える。 【提案内容】 今回、多文化共生、定住人口増加を目指す取り組みとして、海外の文化財である伝統的建築物の複製・忠実な再現を促したい。建築物そのものの展示とともに、当該国の文化・芸術等に関する展示を行う。異文化の両立を促す。同じく、同様の展示を複数国まで行うことで、異文化の一大展開も図ることができる。 文化の共生・交流を促すために、各国・地域の文化の展示を行うものとする。建築物は海外各地の歴史文化、風土に合わせて作成された建築様式等で忠実に再現した本物を作りたいと考える。海外において建築基準を満たしている建物については当該国の建築基準を採用し、建築を行えるものとしていただきたいが、文化の紹介という観点から、さらに追加条件として各国文化財として指定されている建物であるという点を加たい。 【効果】 我が国の文化がある場所にはその国の外国人は親近感をもて暮らすことができ、一方で日本人にも文化財として各国の生活様式を知ることができ、異文化交流・多文化共生の一助とすることができる。また建築物その他自国の文化的展示物を紹介する外国人スタッフを含め、雇用創出効果が見込める。	建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進を図ることを目的としています。具体的には、我が国ではこれまで大規模な地震に見舞われ多大な被害を受けた経験をもとに、地震等による建築物の倒壊・崩壊を防ぎ、建築物の利用者や周囲の安全性を確保するための耐震基準を全国一律で定めています。同様に、火災による建築物の倒壊、延焼、火災拡大を防ぎ、在籍者の安全を確保するための防火・避難規定を全国一律で定めています。したがって、ご指摘のような海外の文化財である伝統的建築物を我が国において建築・再現するものについては、建築物の安全性の確保の観点から、その事実だけをもって建築基準法を適用除外することは困難です。なお、仮設建築物として1年以内の期間で設置されるものであれば、特定行政庁の許可に基づき、建築基準法の一部を適用除外できる仕組みがあることから、提案についてはこれを活用できる可能性も考えられます。	C	-																		